

けやき台自治会「敬老の日のつどい」の対象年齢引き上げに関する規則

令和元年5月11日
規則第 16号

（目的）

第1条 この規則は、けやき台自治会が実施する「敬老のどい」行事において、高齢の対象者の大幅な増加等が見込まれるため、対象年齢の引き上げに関して定める。

（対象年齢）

第2条 「敬老の日のつどい」行事の対象年齢は、2019年度以降、経過措置を経て、最終は80歳以上の者を対象とする。
但し、夫婦のいずれかが対象年齢に達しておれば、一歳下の配偶者も対象者とみなす。

（経過措置）

第3条 前条において、数年間の経過措置を設ける。
即ち、2019年度、2020年度は76歳以上を対象とし、2021年度以降は、役員会において、当年度の参加状況から次年度の対象年齢を都度決定するものとする。

（年齢基準日）

第4条 前二条において、対象年齢の基準日は12月31日（その年末までになる年齢）とする。

（規則改正）

第5条 この規則を改正する際は、けやき台自治会会則第22条（役員会）3に準ずるものとする。

附 則

この規則は、令和元年5月11日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月5日から施行する。